

議案第 59 号

伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,359円」を「23,487円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,359円」を「23,487円」に、「48,932円」を「39,146円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「29,359円」を「23,487円」に、「56,761円」を「54,804円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。